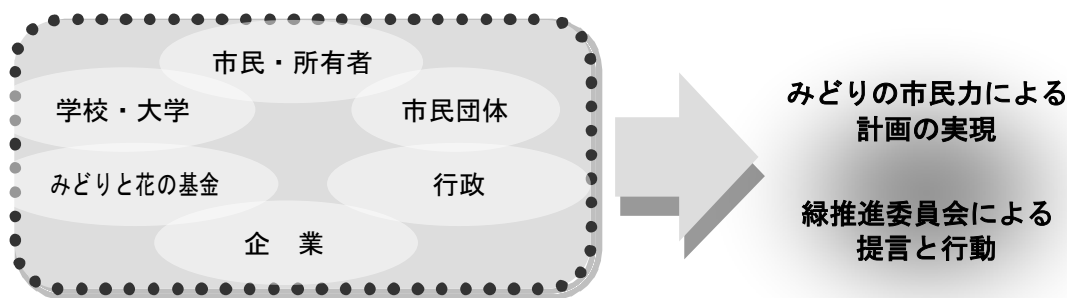

第3章

計画の実現に向けて

1. 計画の推進を支える主体の役割の強化

緑づくりを総合的・計画的に推進し実現していくためには、公園緑地の整備や樹林地の保全などの施策のほか、景観・都市計画・道路・河川・環境・防災などの関連施策と十分に連携を図り、市民・企業・行政など関係する主体すべてが一体となった協力体制のもとに本計画に記載されている事業を進めていく必要があります。

「都市の緑づくり」「11のまちの緑づくり」「緑の担い手づくり」に係る基本方針や施策を踏まえ、各主体の役割の強化による体制づくりを目指します。



■みどりの市民力に基づく各主体の協力体制

(1) これまでの取り組み

本市では、平成10年の緑の基本計画において、市民参加による計画の推進と見直しを実行する組織体制として、「(仮称)緑のまちづくり審議会」を新たに設置することを明記しています。これに基づき、平成12年7月に、公募の市民委員6名を含む「松戸市緑推進委員会」を設置しました。

緑推進委員会は、当初、市からの諮問事項の審議と行政への施策を提案する委員会でしたが、緑化や緑地保全に取り組んでいる市民活動団体の委員を加えたことを契機に、施策を審議するだけでなく、みずから提案した施策についてアクションプランまで作成し試行する委員会へと変わっていきました。さらに、樹林地保全施策や緑のパートナーシップ推進のための施策を検討する専門部会を自発的に設置し、議論と実践を重ね、「里やまボランティア入門講座」の企画・運営、松戸花壇づくりネットワーク支援、「緑と花のフェスティバル」への委員会としての出展による「みどりの市民憲章」の普及啓発など、多くの成果を上げてきました。

このことから、緑の基本計画を推進し、緑の将来像を実現していくためには、市民と行政の協働が必要であること、そして市民とともに緑のまちづくりを具現化する創意と熱意が重要であることが改めて確認されます。その中で市民と行政の中間的な存在である緑推進委員会が果たしてきた役割は極めて大きいものでありました。

また、「みどりの行動計画推進会議」は緑推進委員会や市民で構成され、松戸みどりの市民憲章のアクション・プランを推進していく運営組織として、平成16年に発足しました。これまでに、木や花の名札づけ、みどりのマップづくり、「緑と花のフェスティバル」での松戸みどりの市民憲章ステージ発表などを、市民とともに実施し、松戸みどりの市民憲章に謳われている「みどりと暮らす豊かさ」を大切に想う心を育てることに努めてきました。



「第四期緑推進委員会」の風景

「緑と花のフェスティバル 2005」の「木や花に名札をつけよう」の様子
ステージ発表

(2) 主体の役割の強化

緑づくりのこれまでの取り組みを踏まえ、今後さらに総合的・計画的に推進し実現していくために、以下に掲げるそれぞれの主体の役割と相互の連携の強化による体制づくりを目指します。

1) 市民の取り組み

市民は緑のまちづくりの中心的役割を担うことから、緑に対する意識をより高め、様々な場面において積極的に参加していくことが求められます。特に樹林地や農地の土地所有者は、緑の果たす役割を認識し、緑の保全や開放を推進する施策に協力していくことが求められます。

これからも市民と行政が信頼関係に基づき、協働社会における「松戸の緑づくり」を進めていきます。

2) ボランティアやNPOなどの団体の取り組み

ボランティアやNPOなどの団体は、これまでの松戸市の緑づくりに大きな役割を果たしてきました。団体は主体的に活動し、緑づくりを積極的に推進することが期待されます。

さらに、独自の知識・経験を持ったボランティアやNPOなどの団体とともに積極的な人材育成を図り、緑に対する「関心層」を増やし、「理解層」「行動層」の協力を得て、計画を実現させていきます。

3) 企業の取り組み

企業は、地域の一員として、事業所の緑などの保全や創出を図るとともに、企業が有している樹林地の公開や市民・団体の活動の支援のほか、開発などの事業において緑の保全や緑化の推進に積極的に貢献していくことが求められます。

また、企業の持つ優れたノウハウや人材、資金を導入する仕組みを構築していきます。

4) 大学や学校の取り組み

大学や学校は、緑の保全や創出、意識啓発について地域との結びつきを強めるとともに、市民や団体の活動の支援や協力、行政へのアドバイスなどの役割が求められます。

5) (財) 松戸みどりと花の基金の取り組み

市民・団体・企業などの協力体制を確立し、緑化の推進や緑の担い手づくりなどの施策を実施していくために、中間支援組織である「松戸みどりと花の基金」の役割は重要です。

今後は、基金の拡充と強化を図るとともに、様々な緑づくりのための活動を支援していきます。

6) 行政の取り組み

緑づくりを総合的・計画的に推進し実現していくために、引き続き、公園緑地の整備や樹林地の保全などの施策を担うセクションを中心として、景観・都市計画・道路・河川・環境・防災などの関連施策と十分連携を図るとともに、教育機関とも連携を深め、前述の各主体を結ぶ役割の強化に努めていきます。

また、近隣市と連携して施策の発展と広域性を高めていきます。

7) 緑推進委員会の取り組み

緑推進委員会は、これまでの成果を踏まえながら、より多様な主体がみどりの市民力を担い、より広範な連携の仕組みづくりへと広がっていくような体制を強化していくことが求められます。

そのために、本計画の推進にあたり、特に重点的な施策における実現するための主体、方法、プロセス・仕組みやそれを保証する制度を含めた推進体制を確立するとともに、推進モデルを提示していくこととします。

あわせて、本委員会がこれまでに進めてきた手法として、先導的なプロジェクトの試行、委員会と行政に加え、委員会外部の市民団体等との連携と協働、担い手の発掘と育成を含めた継続的な取り組みの展開を基本とした委員会活動を継続していくものとします。



2. 計画の推進を支える仕組みなどの充実

計画の推進を支えるためには、これまでの取り組みをさらに強化するとともに、計画の進行を把握し管理することが重要となります。

このために、以下に掲げる仕組みなどの充実を図ります。

(1) 試行的な取り組みの評価・継続

本計画を推進していくためには、新たな施策を試行し、評価し、継続性のある事業へ発展させていくことが重要となります。このプロセスの中では、市民の参加についての有効なプログラムの立案などによって、より大きな効果が期待できます。

これまで、この役割は行政と緑推進委員会が担ってきましたが、今後は新たな主体がかかわっていくための仕組みが必要となっています。

(2) みどりの市民力ネットワークづくり

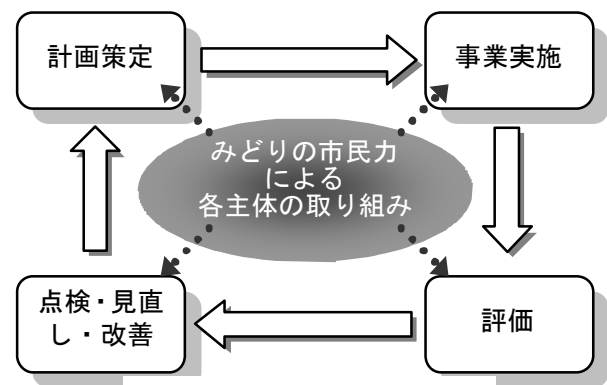
市内でこれまで進められてきた様々な取り組みや活動の集積を有効に活用し、また集積させていくように、広報やホームページなどを活用し、情報の発信と共有化を積極的に行いながら、各主体との多面的連携を図るためのネットワークづくりを進めます。

また、近隣市との連携によるシンポジウムや交流など、緑にかかわる広域連携を推進していくとともに、県や国への働きかけや市民の交流などを進めます。

(3) 緑施策の管理・評価と見直し

計画の推進にあたっては、計画、実行、評価、見直しの各段階において、みどりの市民力の各主体が一体となって行います。

この評価・見直しにあたっては、緑推進委員会への諮問を積極的に行い、計画の進捗状況の把握、市民との緑に対する意見調整を行うほか、市内の緑の状況を把握するため、調査などを実施していきます。



■ 計画の推進の概念

(4) 計画推進のための財源の確保と制度の活用

近年の社会情勢の変化により、行財政運営のための自主財源は減少傾向にあり、各事業の実施において財源の確保はますます厳しいものがあります。

本計画の実現にともなう各種事業の推進については、適切かつ確実に実施していくため、効率的・効果的な事業推進を図るために、国・県の補助制度の活用や財源の確保に努めるほか、PFI手法などの民間資金を導入する仕組みづくりなどに努めます。

また、本計画の実現には、従来から採用してきた各種制度を継承していくほか、緑の保全・創出にかかわる新たな制度を積極的に検討し、各施策を実施していくために国および県などの関係機関へ協力を要請し、単独的なものから複合的な事業制度を導入し、目的に応じた制度を活用していきます。

松戸の木・花・鳥について

人と生きものが共生できるまちを目指して、市の木4種類、市の花3種類、市の鳥3種類が制定されています。

●市の木



しい（里の木）



ユーカリ（国際交流の木）



さくら（街の木）



なし（郷土の木）

●市の花



つつじ（街の花）



あじさい（庭の花）



のぎく（里の花）

●市の鳥



ふくろう（森の鳥）



つばめ（街の鳥）



しらすぎ（水辺の鳥）